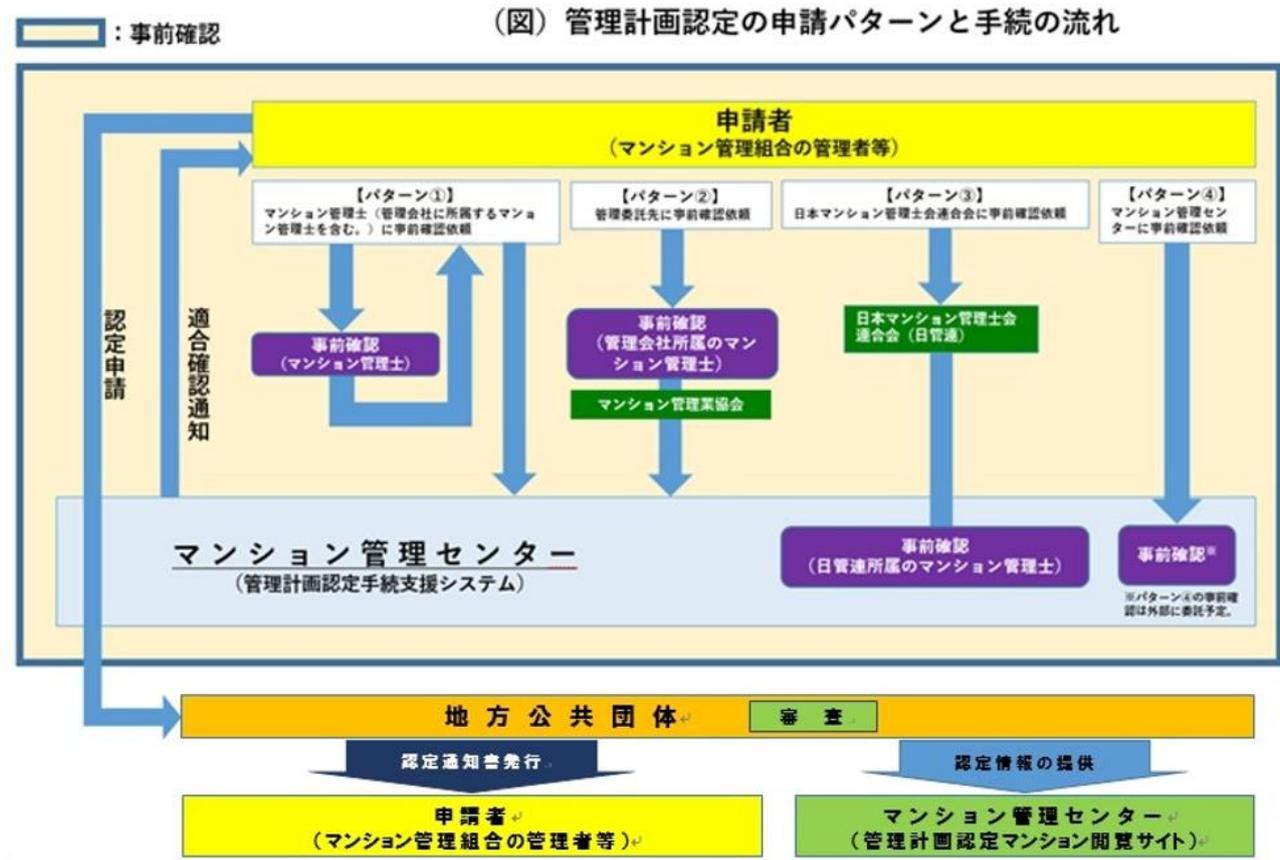


【管理計画認定手続支援システムの概要】

- マンションの管理組合による管理計画の認定申請手続を円滑化するため、公益財団法人マンション管理センター(以下「センター」という。)がインターネット上の電子システムを提供しています。この電子システムをご活用いただくことによって、申請者がシステム上で必要事項を入力すれば、地方公共団体(調布市)に提出する申請書が自動作成されます。
- 申請者が地方公共団体(調布市)に管理計画の認定申請を行う前に、センターが実施する事前確認講習を修了したマンション管理士が管理計画の認定基準への適合状況を確認(以下「事前確認」という。)し、管理計画の認定基準に適合しているとされたマンションの管理組合に対して、センターが事前確認適合証を発行します。認定主体(調布市)が事前確認の結果を活用することで、認定主体(調布市)の認定事務の効率化が図れます。
- 認定を受けたマンションのうち、認定を受けた旨を公表することについて同意されたマンションは、センターの「管理計画認定マンション閲覧サイト」で公表されます。

【手続の流れ】

管理計画の認定申請を行うにあたっては、次の(図)に掲げたいくつかの経路(パターン①～④)が設けられています。



○パターン①及び④（申請者が直接センターへ事前確認の申請をする場合）

- ・認定申請を希望するマンションの管理者等（以下「申請者」という。）は、事前確認に関する情報を管理計画認定手続支援システムに入力し、添付書類を提出（アップロード）の上、当該システムにより事前確認に係る申請をする。
- ・なお、申請者が、事前確認講習を修了したマンション管理士に管理計画の認定の事前確認を直接依頼する場合（パターン①）は、依頼を受けたマンション管理士が、対象マンションの管理計画認定申請に係る項目について確認を行い、結果を管理計画認定手続支援システムに入力し、添付書類を提出（アップロード）の上、当該システムにより事前確認の申請をする。
- ・センターは、事前確認を行ったマンション管理士が事前確認講習の修了者であることを確認した上で、認定基準に適合しているとされたものについて、申請者に適合通知メールを送信する。
- ・適合通知メールを受信した申請者は、管理計画認定手続支援システムにおいて、事前確認適合証及び認定申請書（システム上で自動作成される。）を添付して、認定の申請を行う。
- ・申請者からの認定の申請後、管理計画認定手続支援システムから調布市に対して申請通知メールが送信される。調布市は、当該システムから認定申請書の内容を確認の上、事前確認の審査結果を活用して審査し、その結果を管理計画認定手続支援システムに入力する。その後、入力情報をもとに管理計画認定手続支援システムにて認定通知書（公印なし）が自動作成され、申請者は当該システムから認定通知書（公印なし）の出力が可能となる。公印付きの認定通知書については、別途調布市から申請者に連絡の上交付する。
- ・センターは、公表をすることについて申請者の同意を得たマンションの名称、マンションの所在地及び調布市が付与する認定コード等を認定マンション閲覧サイトにおいて一般公開する。

○パターン②（一般社団法人マンション管理業協会のマンション管理適正評価制度を併用する場合）

- ・申請者は、一般社団法人マンション管理業協会にマンション管理適正評価及び管理計画の認定の事前確認を依頼する。
- ・一般社団法人マンション管理業協会は、マンション管理適正評価を実施し、対象マンションの管理計画認定申請に係る情報をセンターへ送信する。
- ・センターは、事前確認を行ったマンション管理士が事前確認講習の修了者であることを確認した上で、認定基準に適合しているとされたものについて、申請者に適合通知メールを送信する。
- ・適合通知メールを受信した申請者は、管理計画認定手続支援システムにおいて、事前確認適合証及び認定申請書（システム上で自動作成される）を添付し

て、認定の申請を行う。

- ・申請者からの認定の申請後、管理計画認定手続支援システムから調布市に対して申請通知メールが送信される。調布市は、当該システムから認定申請書の内容を確認の上、事前確認の審査結果を活用して審査し、その結果を管理計画認定手続支援システムに入力する。その後、入力情報をもとに管理計画認定手続支援システムにて認定通知書(公印なし)が自動作成され、申請者は当該システムから認定通知書(公印なし)の出力が可能となる。公印付きの認定通知書については、別途調布市から申請者に連絡の上交付する。
- ・センターは、公表をすることについて申請者の同意を得たマンションの名称、マンションの所在地及び調布市が付与する認定コード等を認定マンション閲覧サイトにおいて一般公開する。

○パターン③（一般社団法人日本マンション管理士会連合会のマンション適正化診断サービスを併用する場合）

- ・申請者は、一般社団法人日本マンション管理士会連合会にマンション管理適正化診断サービス及び管理計画の認定の事前確認を依頼する。
- ・一般社団法人日本マンション管理士会連合会は、マンション適正化診断サービスを実施し、対象マンションの管理計画認定申請に係る情報をセンターへ送信する。
- ・申請者は、添付書類を提出(アップロード)の上、当該システムにより事前確認の申請をする。
- ・センターは、事前確認を行ったマンション管理士が事前確認講習の修了者であることを確認した上で、認定基準に適合しているとされたものについて、申請者に適合通知メールを送信する。
- ・適合通知メールを受信した申請者は、管理計画認定手続支援システムにおいて、事前確認適合証及び認定申請書(システム上で自動作成される)を添付して、認定の申請を行う。
- ・申請者からの認定の申請後、管理計画認定手続支援システムから調布市に対して申請通知メールが送信される。調布市は、当該システムから認定申請書の内容を確認の上、事前確認の審査結果を活用して審査し、その結果を管理計画認定手続支援システムに入力する。その後、入力情報をもとに管理計画認定手続支援システムにて認定通知書(公印なし)が自動作成され、申請者は当該システムから認定通知書(公印なし)の出力が可能となる。公印付きの認定通知書については、別途調布市から申請者に連絡の上交付する。
- ・センターは、公表をすることについて申請者の同意を得たマンションの名称、マンションの所在地及び調布市が付与する認定コード等を認定マンション閲覧サイトにおいて一般公開する。